

8 条例・規則本文

(1) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年3月28日茨城県条例第10号）

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本方針(第8条)
- 第3章 県の施策の実施(第9条—第14条)
- 第4章 公共的施設等の整備
 - 第1節 公共的施設の整備(第15条—第17条)
 - 第2節 特定公共的施設の整備(第18条—第27条)
 - 第3節 公共車両等の整備(第28条)
 - 第4節 住宅の整備(第29条)
- 第5章 雑則(第30条)
- 付則

すべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現は、私たちすべての願いであり、また責務である。

このためには、県民一人ひとりが互いに理解し合い、やさしい心、相手を思いやる心を持つことが必要である。

そして、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの責務の重要性を認識し、高齢者、障害者を含むすべての人が等しく社会参加できるよう環境の整備を進める必要がある。

これらのことにより、やさしさや思いやりの心に満ちた人々のふれあい、交流のあるまち、すなわち「ひとにやさしいまち」の実現が期待できる。

ここに、私たちは、人々が共に支え合い、共に快適に暮らせる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定めて県の施策の実施及び公共的施設等の整備を図ることにより、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共的施設等」とは、公共的施設、公共車両等及び住宅をいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、飲食店、学校その他の多くの人々が利用する施設及び道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「特定公共的施設」とは、公共的施設のうち、当該施設に係る建築物が規則で定める規模以上のものをいう。

4 この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、ひとにやさしいまちづくりについて、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、当該市町村の実状に応じて、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県の実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の用に供する施設について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町村の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を実施するに当たっては、その供給する物品及びサービスについて、すべての人がこれらを安全かつ容易に利用できるように配慮するとともに、県及び市町村の実施する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、自ら進んで、ひとにやさしいまちづくりに努めるとともに、県及び市町村の実施する施策に協力しなければならない。

(総合的推進)

第7条 県、市町村、事業者及び県民は、ひとにやさしいまちづくりについてのそれぞれの責務を認識し、相互に連携することにより、一体となってひとにやさしいまちづくりの推進に努めるものとする。

第2章 基本方針

(ひとにやさしいまちづくりに関する基本方針)

第8条 ひとにやさしいまちづくりは、次に掲げる事項を基本方針として、これを行うものとする。

(1) すべての県民が、ひとにやさしいまちづくりについて、理解を深め、積極的にこれに参画する意識を持つようにすること。

(2) すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境の整備を促進すること。

第3章 県の施策の実施

(広報及び情報提供)

第9条 県は、事業者及び県民に対し、ひとにやさしいまちづくりに関し、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実)

第10条 県は、児童及び生徒に対し、ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、やさしさや思いやりの心を醸成するための教育の充実に努めるものとする。

(学習機会の充実)

第11条 県は、事業者及び県民に対し、ひとにやさしいまちづくりに関する学習機会の提供に努めるものとする。

2 県は、事業者及び県民がひとにやさしいまちづくりに関して行う学習について、必要な技術的指導その他の支援を行うものとする。

(ボランティア活動の促進)

第12条 県は、県民によるひとにやさしいまちづくりに関するボランティア活動の促進に努めるものとする。

(調査及び研究)

第13条 県は、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準の設定)

第15条 知事は、公共的施設について、高齢者、障害者を含む多くの人が安全かつ容易にこれを利用できるように備えるべき構造及び設備に関する基準(以下「整備基準」という。)を定めなければならない。

2 整備基準は、次に掲げる項目について、公共的施設の種別ごとに規則で定める。

- (1) 出入口
- (2) 廊下その他これに類するもの
- (3) 階段(その踊り場を含む。)
- (4) 昇降機
- (5) 便所
- (6) 駐車場
- (7) 敷地内の通路
- (8) その他公共的施設の利用者が通常使用するものとして規則で定めるもの

(公共的施設の整備)

第16条 公共的施設を設置し、所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(県等の公共的施設の整備)

第17条 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を整備基準に適合させるよう率先して努めるものとする。

2 知事は、国、市町村その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)に対し、その設置し、又は管理する公共的施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

第2節 特定公共的施設の整備

(工事の届出)

第18条 特定公共的施設の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(既存の建築物の全部又は一部の用途を変更することにより特定公共的施設となる場合を含む。)の工事をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該工事の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第19条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定公共的施設について、整備基準への適合に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第20条 知事は、第18条の規定による届出を怠っている者があるときは、その者に対し、同条の規定による届出を行うよう勧告することができる。

(公表)

第21条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(施設の状況の把握及び整備)

第22条 特定公共的施設を設置し、所有し、又は管理する者(以下「設置者等」という。)は、これを維持管理するに当たっては、当該施設について、定期的に必要な調査を行い、整備基準への適合状況について把握するよう努めなければならない。

2 設置者等は、当該特定公共的施設について、必要に応じ、整備基準に適合させるための措置を講じ、その整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(整備計画の提出)

第24条 知事は、前条の報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、設置者等に対し、当該特定公共的施設について、整備基準に適合させるための整備計画を作成し、提出するよう求めることができる。

(指導及び助言)

第25条 知事は、第23条の規定による報告又は前条の規定による整備計画の提出があった場合において、必要があると認めるときは、設置者等に対し、当該特定公共的施設について、整備基準への適合に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第26条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その指定する職員に、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(国等及び県に対する適用除外)

第27条 国等及び県については、この節の規定は適用しない。

第3節 公共車両等の整備

(公共車両等の整備)

第28条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、多くの人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。

第4節 住宅の整備

(住宅の整備)

第29条 県民は、その所有し、又は管理する住宅について、多くの人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、事業活動を実施するに当たっては、多くの人が安全かつ容易に利用できるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(2) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年12月13日茨城県規則第68号）

※様式第3号及び第4号の別紙（整備基準への適合状況表）は様式第1号と同様であるため省略しています。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年茨城県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2項の多くの人が利用する施設で規則で定めるものは、別表第1その1の表左欄に掲げる施設とする。

2 条例第2条第2項の公共の用に供する施設で規則で定めるものは、別表第1その2の表に掲げる施設とする。

(特定公共的施設)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める規模は、別表第1その1の表左欄に掲げる公共的施設の種類に応じ、当該施設に係る建築物1棟当たりのその用途に供する部分(建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の様替又は用途の変更の場合にあっては、これらの行為に係る部分)の合計について、同表右欄に定めるとおりとする。

(公共車両等)

第4条 条例第2条第4項の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する旅客車
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ及びハに規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(整備基準)

第5条 条例第15条第1項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

(公共的団体)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人緑資源機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 日本下水道事業団
- (10) 茨城県住宅供給公社
- (11) 茨城住宅管理協会
- (12) 茨城県道路公社
- (13) 茨城県土地開発公社

- (14) 茨城県開発公社
- (15) 市町村住宅公社
- (16) 市町村土地開発公社
- (17) 市町村開発公社

(工事の届出)

第7条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定公共的施設新築等工事届出書(様式第1号)に別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(変更の届出)

第8条 条例第18条第2項の規定による届出は、特定公共的施設新築等工事変更届出書(様式第2号)により行わなければならない。

(届出の必要のない変更)

第9条 条例第18条第2項の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 整備基準に適合している項目を高齢者、障害者等を含む多くの人がより安全かつ容易に利用できるようにするための変更
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の3月以内の変更

(適合状況の報告)

第10条 条例第23条の規定による報告は、特定公共的施設整備基準適合状況報告書(様式第3号)に別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(整備計画の提出)

第11条 条例第24条の規定による整備計画の提出は、特定公共的施設整備計画書(様式第4号)に別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第26条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第5号のとおりとする。

(届出書類の部数)

第13条 条例第18条の規定により知事に届け出る書類は、正副2部とする。

付 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び別表第1の改正規定(その1 多くの人が利用する施設の表7の項第6号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1 その1 多くの人が利用する施設の表7の項第9号及び12の項第1号アの改正規定並びに別表第2 その1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表2の項及び8の項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号、第6条並びに別表第1 その1 多くの人が利用する施設の表7の項第3号、第8号及び第10号、同表12の項第1号カ並びに別表第2 その1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表7の項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表第1 その1 多くの人が利用する施設の表12の項第2号に次のように加える改正規定及び同表16の項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則中別表第1 その1 多くの人が利用する施設の表12の項第1号オの改正規定は平成19年9月30日から、同項第2号エの改正規定は同年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

別表第1 公共的施設及び特定公共的施設(第2条, 第3条)

その1 多くの人が利用する施設

公共的施設	特定公共的施設
1 病院及び診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所	300㎡
2 劇場, 観覧場, 映画館及び演芸場 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場	2,000㎡
3 集会場, 公会堂その他これらに類する施設	2,000㎡
4 展示場	2,000㎡
5 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡
6 ホテル及び旅館 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業, 旅館営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	2,000㎡
7 社会福祉施設 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設 (3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設 (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設, 同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設 (7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (8) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設 (9) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設	300㎡

(10) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設	300㎡
(11) (1)から(10)までに掲げる施設に類する施設	
8 体育館等及び遊技場 (1) 体育館, 水泳場, ボーリング場, スケート場又はスポーツの練習場 (2) 遊技場	2,000㎡
9 博物館, 美術館及び図書館 (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館	2,000㎡
10 公衆浴場 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	2,000㎡
11 飲食店	2,000㎡
12 サービス業を営む店舗 (1) 金融機関の事務所 ア 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫の事務所 イ 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)による商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行の支店その他の事務所 エ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合の事務所(第10条第1項第2号に規定する事業を行うものに限る。) オ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)の本店その他の営業所 カ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の事務所(第11条第1項第3号に規定する事業を行うものに限る。) キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所 ク 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋の営業所	2,000㎡

ケ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫の事務所 コ 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫の事務所 サ 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 シ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の営業所及び事務所 (2) 公益事業の事務所 ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事務所 イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者の事務所 ウ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者(同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置する者に限る。)の事務所 エ 郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局 (3) (1)及び(2)以外のサービス業を営む店舗 ア 理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所 イ 美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所 ウ クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第4項に規定するクリーニング所 エ 貸衣装屋 オ その他これらに類するサービス業を営む店舗	
13 公共交通機関の施設 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待ち合いの用に供するもの	2,000㎡
14 一般公共の用に供される自動車車庫	2,000㎡
15 公衆便所	11便房
16 官公庁施設 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	300㎡
17 学校等 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校	2,000㎡

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に規定する自動車教習所 (3) (1)及び(2)に掲げる学校等に類するもの	
18 事務所の用に供するもの(12の項及び16の項に掲げるものを除く。)	3,000㎡
19 工場の用に供するもの(見学のための施設を有するものに限る。)	5,000㎡
20 共同住宅等 共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの	101戸(室)

その2 公共の用に供する施設

公共的施設	特定公共的施設
1 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)
2 公園	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
3 路外駐車場等(一般公共の用に供される自動車車庫を除く。)	(1) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場(機械式ものを除く。) (2) 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場

別表第2 整備基準(第5条)

その1 多くの人が利用する施設に係る整備基準

項 目	整 備 基 準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに多数の者が利用する各室(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上に通ずる前項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる前項に定める構造の各出入口から多数の者が利用する室の前項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路においては当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内のりを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端付近の構造は車いす転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。(ただし、共同住宅等については、この限りでない。)</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項第2号に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に当該公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、かつ、音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。(ただし、学校等及び共同住宅等については、この限りでない。)(直接地上へ通ずる出入口において常時視覚障害者を誘導する者を配置する場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合を除く。)</p>

	<p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内のを120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差が大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及びその踊り場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。</p>
<p>3 階段(その踊り場を含む。以下同じ。)</p>	<p>多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(一般公共の用に供される自動車車庫にあっては、次の第1号から第4号までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。(ただし、学校等、事務所及び共同住宅等については、この限りでない。)</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及びその踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。(ただし、学校等、事務所及び共同住宅等については、この限りでない。)</p>
<p>4 昇降機</p>	<p>(1) 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第4条に規定する建築物に限る。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を高齢者、障害者を含む多くの人が享受できる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内のを135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p>

	<p>エ かが内には、かがが停止する予定の階を表示する装置及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かが内には、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かが及び昇降路の出入口の幅は、それぞれの内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置(キに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーには、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口が開いたときにかがの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
<p>5 便所(学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房には、便座に腰掛けた状態、車いす又は便座から転落した状態で手の届くところに、非常ベルを取り付けること。</p> <p>オ オストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)のための洗浄設備等(以下「オストメイト対応設備等」という。)を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器(以下「床置き等的小便器」という。)がある場所を1以上設けること。</p>
<p>6 駐車場(学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(駐車場内の通路又は次項第1号から第3号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p>

	<p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p>
7 敷地内の通路(学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、3の項第1号から第4号までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。)(以下「道等」という。))又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上7敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難で、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる建築物の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 誘導用床材を敷設し、かつ、音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及びその踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は2の項第5号アからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路はその踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>
8 客席(別表第1その1の表2の項及び3の項に掲げる施設におけるものに限る。)	<p>客席を設ける場合は、次の基準に適合する客席を1以上設けること。</p> <p>(1) 奥行きは内りを110センチメートル以上、かつ、幅は内りを85センチメートル以上の車いす使用者が利用できる客席(以下「車いす使用者用客席」という。))とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客席の床面は、水平とすること。</p> <p>(3) 客席の部分の1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から車いす使用者用客席に至る経路のうち、1以上の経路は2の項に定める構造とすること。</p>
9 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合(5の項に定める便所と併設するものに限る。))は、次の基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 1以上の洗面器は、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車いす使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。</p> <p>(4) 水栓器具のうち1以上の水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。</p>

<p>10 浴室(客室又は居室等の内部に設けるものを除き,共用のものに限る。)(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合は,次の基準に適合する浴室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは,それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 床面は,滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 浴槽及び洗い場には,手すりを適切に設けること。</p> <p>(3) 水栓器具のうち1以上の水栓器具は,レバー式等の操作が容易な構造とすること。</p> <p>(4) 脱衣場を設ける場合には,腰掛台,手すり等を適切に配置すること。</p>
<p>11 更衣室及びシャワー室(客室又は居室等の内部に設けるものを除き,共用のものに限る。)(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>多数の者が利用する更衣室及びシャワー室を設ける場合は,次の基準に適合する更衣室及びシャワー室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは,それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 床面は,滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 1以上のシャワー室に手すりを設けること。</p> <p>(3) 水栓器具のうち1以上の水栓器具は,レバー式等の操作が容易な構造とすること。</p> <p>(4) 更衣室に腰掛台,手すり等が適切に配置されていること。</p>
<p>12 客室(ホテル又は旅館におけるものに限る。)</p>	<p>客室を設ける場合は,次の基準に適合する客室を1以上設けること。</p> <p>(1) 出入口は,1の項に定める構造とすること。</p> <p>(2) 床面は,滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され,かつ,手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に利用できる便房を設けること。ただし,5の項に定める構造の便房を設ける場合においては,この限りでない。</p> <p>(5) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設けること。ただし,10の項に定める構造の浴室を設ける場合においては,この限りでない。</p>
<p>13 案内設備(学校等,事務所及び共同住宅におけるものを除く。)</p>	<p>(1) 案内板を設ける場合は,次の基準に適合する構造とすること。</p> <p>ア 高さ,照明並びに文字の大きさ及び表記方法は,高齢者,障害者等を含む多くの人が見やすく,かつ,分かりやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示を行うこと。</p> <p>(2) 緊急時に利用者を適切に誘導することができるように,次の基準に適合する誘導設備を設けること。</p> <p>ア 非常時を知らせる点滅灯又は電光表示板を出入口,廊下等,階段その他の必要な箇所に設けること。</p> <p>イ 一斉放送ができる設備を設けること。</p>
<p>14 カウンター及び記載台(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)</p>	<p>カウンター及び記載台を設ける場合は,車いす使用者が円滑に利用できるよう,高さ,け込み等に配慮した構造のカウンター及び記載台を1以上設けること。</p>

15 券売機(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)	券売機を設ける場合は,車いす使用者が円滑に利用できるよう,高さ,け込み等に配慮した構造の券売機を1以上設けること。
16 改札口及びレジ通路(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)	改札口及びレジ通路を設ける場合は,車いす使用者が円滑に利用できるよう,幅員,高さ等に配慮した構造の改札口及びレジ通路を1以上設けること。
17 水飲み場(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)	水飲み場を設ける場合は,車いす使用者が円滑に利用できるよう,高さ,け込み等に配慮した構造の水飲み場を1以上設けること。
18 公衆電話台(学校等,事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)	公衆電話台を設ける場合は,車いす使用者が円滑に利用できるよう,高さ,け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けること。
19 授乳及びおむつ替えの場所(別表第1その1の表1の項から5の項まで,7の項第2号から第4号まで,8の項,9の項,11の項,13の項,15の項及び16の項に掲げる施設におけるものに限る。)	授乳及びおむつ替えの場所を設ける場合は,ベビーベッド,いすその他授乳及びおむつ替えに必要な設備を配置すること。
20 幼児用遊び場(別表第1その1の表1の項から5の項まで,7の項第2号から第4号まで,8の項,9の項,13の項及び16の項に掲げる施設におけるものに限る。)	<p>幼児用遊び場を設ける場合は,次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 床面及び壁面は,柔らかく,なめても安全な材料で仕上げる。</p> <p>(2) なめても安全な材料を使用した遊具を,保護者の目の届く位置に配置すること。</p>

注

- 1 学校等及び事務所については、1の項から3の項までは当該建築物の1階の部分に限り適用する。
- 2 工場については、4の項を除き見学に供する部分に限り適用する。
- 3 共同住宅等については、1の項から3の項までは当該建築物の1階で、かつ、共用の部分に限り適用する。

その2 道路に係る整備基準

項 目	整 備 基 準
歩道	<p>(1) 歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 平坦とし、路面は必要に応じ滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>エ 必要に応じ注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設すること。</p> <p>(2) 歩道と車道が接する部分で歩行者等が通行する部分のすりつけこう配は、12分の1以下を標準とすること。</p>

その3 公園に係る整備基準

項 目	整 備 基 準
1 出入口	<p>利用者の用に供する出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 高低差がある場合は、その1の表第2項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路を設けること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口と接続する1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 縦断こう配は、12分の1以下を標準とすること。</p> <p>(5) 必要に応じ、手すりを設置し、又は注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設すること。</p> <p>(6) 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。</p>
3 便所	便所を設ける場合は、その1の表第5項に定める構造に準じた便所を1以上設けること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合は、その1の表第6項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
5 水飲み場	水飲み場を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造の水飲み場を1以上設けること。
6 案内板	<p>案内板を設ける場合は、次の基準に適合する構造とすること。</p> <p>(1) 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等を含む多くの人が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>
7 ベンチ	1以上設けること。

その4 路外駐車場等に係る整備基準

項目	整備基準
駐車場	その1の表第6項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

別表第3 添付書類(第7条, 第10条, 第11条)

種類	明示すべき事項
付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
配置図	配置図 縮尺, 方位, 敷地の境界線, 土地の高低, 敷地の接する道の位置, 建築物及びその出入口の位置, 駐車場の位置, 駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅, 敷地内の通路の位置及び幅員(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては, それらの位置及び幅員を含む。), 敷地内の通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機, 手すり, 誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに敷地内の車路の位置
各階平面図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 床の高低, 建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅, 出入口に設けられる戸の開閉方法, 受付等の位置, 廊下等の位置及び幅(当該廊下等が段を有する場合にあってはその位置及び幅, 傾斜路及びその踊り場を有する場合にあってはそれらの位置, 幅, 傾斜路の高さ, 長さ, こう配及び踊り場の踏み幅を含む。), 廊下等に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機, 手すり, 誘導用床材及び注意喚起用床材の位置, 階段の位置, 幅及び形状, 階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置, エレベーターの位置, 車いす使用者用便房のある便所, 床置き式の小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置, 駐車場の位置, 駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅, 駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場内の通路の位置及び幅(当該通路が段を有する場合にあってはその位置及び幅, 傾斜路及びその踊り場を有する場合にあってはそれらの位置, 幅, 傾斜路の高さ, 長さ, こう配及び踊り場の踏み幅を含む。)並びに当該通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機の位置, 車いす使用者用客席の位置, 奥行き及び幅, 出入口から車いす使用者客席に至る通路の位置及び幅(当該通路が段を有する場合にあってはその位置及び幅, 傾斜路及びその踊り場を有する場合にあってはそれらの位置, 幅, 傾斜路の高さ, 長さ, こう配及び踊り場の踏み幅を含む。), 洗面所の位置, 浴室及び脱衣場の位置, 更衣室及びシャワー室の位置, 客室の位置, 案内設備の位置, カウンター及び記載台の位置, 高さ及びけ込みの奥行き, 券売機の位置, 操作盤の高さ及びけ込みの奥行き, 改札口及びレジ通路の位置及び幅, 水飲み場の位置, 飲み口の高さ及びけ込みの奥行き, 公衆電話台の位置, 幅, ダイアルの高さ及びけ込みの奥行き
その他知事が必要と認める図書	